

新2号建築物の追加審査手数料

令和7年3月31日までに確認済証が交付され、令和7年4月1日以降に着工した旧4号建築物で、新2号建築物となる建築物については、追加の審査が必要となります。

計画変更、中間検査、完了検査のいずれか早い申請時において、手数料の追加が必要となります。

単位（円）

床面積の合計	審査手数料	
	$A \leq 100 \text{ m}^2$	評価長期(※)
構造仕様規定		24,000
構造計算		34,000
$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	評価長期(※)	10,000
	構造仕様規定	25,000
	構造計算	35,000
$200 \text{ m}^2 < A$	評価長期(※)	9,000
	構造仕様規定	24,000
	構造計算	34,000

(※) 評価長期は、当社で設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の審査を行った物件に限ります。

建築物省エネ法の仕様規定の審査を要する場合、10,000円を加算します。(住戸単位)